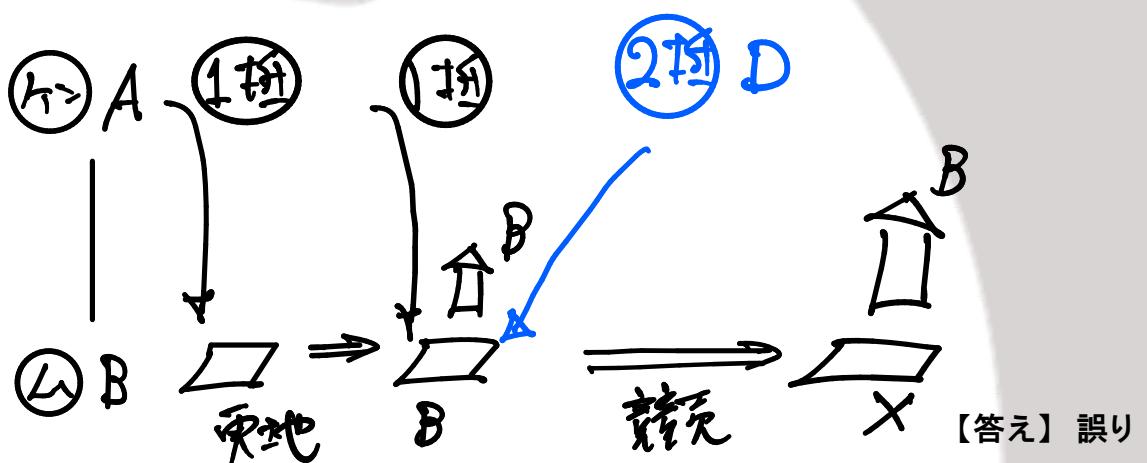


法定地上権 宅建 H14-06-3 <#606>

【問】正誤をつけよ。

Aは、Bに対する貸付金債権の担保のために、当該貸付金債権額にほぼ見合う評価額を有するB所有の更地である甲土地に抵当権を設定し、その旨の登記をした。その後、Bはこの土地上に乙建物を築造し、自己所有とした。Bが、乙建物築造後、甲土地についてのみ、Dのために抵当権を設定して、その旨の登記をした場合(甲土地についてはAの後順位)、Aの抵当権及び被担保債権が存続している状態で、Dの抵当権が実行されるとき、乙建物のために法定地上権が成立する。



《ポイント》 法定地上権【応用】

土地及びその上に存する**建物**が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき**抵当権が設定**され、その実行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。(民法 388 条前段)



⇒ 1番抵当権設定後、建物が建築され、土地に2番抵当権が設定された場合、2番抵当権の実行により土地が競売されても、**法定地上権は成立しない**。(最判昭 47.11.2)

抵設定期、土地 建物

同一人による譲属

存在